

めざします。企業の繁栄と社会への貢献 *"Hojin"*

ほじん

春

2016

No.692

私の経営哲学—第8回

半田法人会 ツカサ工業株式会社

加藤 文雄

特集 **消費税・軽減税率への対応**

新企画 **ストレスチェック制度**

税制セミナー

東日本大震災から5年





ようこそ 福が満開 福の島へ 猪狩 正明

第11回法人会全国女性フォーラム福島大会が、本年4月14日に福島県郡山市で開催されます。

福島県は3つの地域に分かれておりますが、まず気候温暖な太平洋に面し、いわき市を中心とした浜通り地方は、工業出荷額も群を抜く工業地域です。次に、県庁所在地の福島市、松尾芭蕉の奥の細道にもある「白河の関」の白河市、また福島空港、新幹線、東北自動車道、磐越自動車道が走る交通の要衝として県の中心に位置する郡山市が商工業地域の中通り地方。そして一番西に位置する、かつて會津藩120万石を誇った會津若松市を中心とした會津地方は、映画、ドラマの舞台となり會津漆器、日本酒生産が有名。藩の教え「ならぬものは、ならぬ」は全国的にも知られ、戊辰戦争の白虎隊が余りにも有名な歴史の街で、大河ドラマ「八重の桜」でもご覧頂きました。

それぞれに特徴を持ちますが、花々が少しずつ咲く百花繚乱の地域で、震災前には観光客も多数来訪、奥州三名泉にあたる沢山の温泉も有しています。雪に埋もれた歴史文化の會津、フルーツ

産地で知られる福島と共に、暖流と寒流の潮目で水揚げされる魚介類が当地だけでなく築地市場でも重宝がられるいわき近郊は、降雪が少なく日照時間の多さも国内有数です。

未曾有の東日本大震災のあと、家族の被災に涙を隠しながら笑顔で全国287か所を回ったフラガールの「スパリゾートハワイアンズ」も含め、相双地域には避難指示区域が少し残りますが、他地域は殆ど震災前に戻りつつあります。先の見えない日々から5年目になり、農産物、果物、魚介類等、食品は全数検査後、市場に出ますので安心なはずなのに風評被害は今も続きます。

全国から多くの女性の方々がお越しになり、自らの目で、福島は全く問題ない地域になったことを確認され、それぞれの故郷に戻られてその事実をスポークスマンとしてお話しくださることを心から願いつつ、素晴らしい自然を楽しめる桜前線が訪れるころのご来訪を、心からお待ちしております。

(福島県法人会連合会会長 猪狩自動制御設計株式会社社長)

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第8回



他の追隨を許さない 技術力と、弛まぬ追究心

加藤 文雄 | ツカサ工業株式会社
代表取締役社長

Fumio Kato, President

食品や化学、医療、環境・エネルギー、電子、情報通信に至るまで、あらゆる産業で使われている“粉体”。ツカサ工業はその粉体を扱う機器とプラントの設計・施工の専門メーカーで、特に食品分野においては国内トップクラスだ。創業は1946年、社員数名の小さな

溶接の下請け工場が前身だが、現在では機能性と経済性を兼ね備えた美しいプラントの提案や、最先端のナノテクノロジーの技術開発で業界屈指の実績を誇っている。独創的な発想力と傑出した技術を支える「ものづくり」に対する加藤社長の哲学をひも解いた。

Q 小さな溶接工場が今や粉体のトツメーカーになられた訳ですが、その転機は何だったのでしょうか。

A ツカサ工業の前身は私が1歳の時に父が創業した加藤溶接工業所と言う溶接専門工場でした。私が18歳で入社した時の社員は僅か2、3人でしたが、普通の工場と違っていたのは、購入した溶接機をそのまま使うのではなく、独自に使いやすくカスタマイズしていたことです。そのようなことを続けているうちに、自分で考えたオリジナル製品を作るようになりました。例えば溶接時に両手を使えるように工夫した保護面の「デメン」^①、溶接機のケーブルが地面に接して汚れることを防ぎ、且つ作業環境を改善するためのケーブル巻き取り機「デンドラ」^②などです。「デンドラ」は1970年に中小企業庁見本市で優秀商品に選ばれました。どちらも自分が不便に感じていたものを何とかしたいと考えた末に開発したものです。その後自分が欲しくて開発したものは、ほとんどが売れ筋商品となりました。大好きなものがづくりに接し製作意欲も加速度的に湧き、次々とカタチにしていっていったという感じです。

また、ある時誰も直すことのできなかった観光用水中翼船の修理を依頼されたことがあったのですが、それを直すことができ、このような話も一助となり、次第に近辺のお客様からご評価をいただくようになりました。当時、自身のもの

づくりに対する開発意欲や技術力をこ評価いただくことがメーカーとしての「目覚め」だったかもしれません。

粉体機器メーカーとしてのスタートは1973年に「ダクトン」という小麦製粉用のシュート配管部品を実用化し、製造・販売を始めたのがきっかけです。最初はお客様からの要望があつて作ったのですが、これまでの開発力を活かし、こちらからも提案ができるような高性能な製品の提供を心掛けました。このような地道な取り組みによって更なるご評価をいただき、次第に粉体機器メーカーとして特化していきました。

Q ヒット商品の開発など、加藤社長の技術力はどうのように培われたの



ですか。元々、天才肌だったのですか？

A いえいえ、全く。ただ、唯一工業デザインの学習では「手先が器用だ」とよく褒められました。やはり褒められると嬉しくなつて、それで更にものづくりが好きになり、どんどのめり込む。そのようなタイプだったと思います。

会社に入つて前述したいくつかの製品を開発した時は、「半田のエジソン」などと、今考えると赤面してしまうほど光栄なことを言われたこともありました。決してアイデアが自然に溢れ出てくるのではなく、ニーズに気づく着眼力と、それをカタチにする発想力と開発力の鍛錬が自分の信条だと思っています。大抵のものは考えれば何かしら打開策が出てくるものです。ある程度の能力のある人ならば、真剣に考えれば自ずと答えが見つかりますが、考えることを途中で諦めたり、自分をごまかしたりしてしま

うから、最後までたどり着くことが出来ないのだと思います。私は仕事が好きで、70歳を超えた今でも毎日朝から晩まで製品や機械のことを考えています。そこが会社の強みであることは間違いないと思うのですが、逆にそれが会社の弱点になつているかもしれません。

Q 弱点だというのは、加藤社長の頭脳に支えられている部分が大きいうちで技術力や、ものづくりのスピリッ

ツを伝えていらつしやるのでしょうか。

A ものづくりへのこだわりや、これまで培ってきた技術や開発を支えてきた理念は常々社員に伝えていきます。ただ、自分がやってきたような独創的な開発や、ニーズをピンポイントで汲み取る能力のある人が、そうそう簡単には現れないのも現実で、200人や300人の会社でそんな才能があちこちで開花するなどと言う理想的なことは滅多にないです。これは、弊社に限ったことではなく、日本の多くの中小企業において頭の痛い問題なのではないでしょうか。そこで、いろいろな問題点を見つけ出し、それに対して独創的な発想で臨み、最後まで決して諦めない人材の発掘と長期育成を目標として、発明に興味ある若い芽を育もうという地域社会での取り組みにも積極的に参加しています。

その一環として、活動拠点の不備により3年半にわたつて活動を停止していた「半田市少年少女発明クラブ」を昨年、弊社が拠点を提供することで再開させることができました。「ものづくりの精神を次世代の子どもたちに根付かせよう」と地元ボランティアの方々にも支えられ、ようやく軌道に乗り始めたところですが、誰にも思いつかなかった新しい発明が出来るのは大人だけとは限りませんし、学歴も関係ありません。子どもたちにも、いや、子どもたちだからこそ、その可能性が十分にあると思っています。

機能性と美観性を兼ね備えた トータル的な提案力

Q 御社の工場の現場環境は驚くほど美しく、とても機械工場という感じではありません。美しい機器やプラントを作ることへのこだわりを教えてください。

A そうですね、私が入社したばかりの工場は、ご想像通りの汚く臭い環境で、それがとても嫌でした。機械も汚れっぱなしで、自分一人で夜中までかかってきれいにしたものでした。また汚い部分をきれいに見せる工夫もしました。工場を美しくきれいにするには、今や弊社の文化として全社員にしっかりと根付いています。食品関係のお客様が多



いので衛生面への配慮は当然ですが、製造環境も製品機器も「汚れない、汚さない、汚れても掃除が簡単」というコンセプトに基づき末端まで妥協せず、美しくデザインするように心掛けています。他のメーカーが絶対に真似できない美しさや独創的なカタチで、且つ機能も備えている。それがツカサ工業の付加価値のひとつです。

Q 機械は消費者からは見えない部分ですから、そこにお金はかけずもっと安く、と言われないのですか？

A もちろん、経済性は根底にあるべき重要な要素です。機能性、デザイン性、そして経済性。全てを網羅した製品を提案できること、美しい工場を膨大なコストを掛けずに作ることでできる構築力などが弊社の強みだと考えています。そのトータル的な提案力をご評価いただいていると思っていますし、容易に真似できるものでもないと思っています。

Q 会社を支えている社員の方々の優れているところはどこでしょうか。

A それは、弊社の多くの社員が一人でもマルチな能力を合わせ持っているということだと思います。設計は設計、営業は営業ではなく、例えば営業マンがお客様の現場の課題も理解できて、更に技術的なことも分かり、現場施工まで立ち会うことができます。全てを把握できるスキルを多くの社員が身に付けていると思います。そうでなければ、お客様のニーズに

対してタイムリーに応えることができませぬ。設計部門や製造部門を外注委託するメーカーさんもありますが、弊社では会社の理念が行き届いた製品にしたいので全てを社内ですべての体制にしています。それと今の世の中、スマホの撮影技術も発達し、その撮影データから製品を模倣することもとても容易になってきています。しかしながら、弊社は変化を後追いつける模倣型企業ではなく、どこよりも先進的な技術で新しい流れを創造していく模倣型企業でありたいと考えています。お客様のビジネスをよく理解し、機器の提案と提供だけに留まらず、お客様においても新たな製品やメリットを生み出すことのできる真の意味での価値の提供を目指して、日々精進しています。

Q では、ものづくりや経営に対する想いと、今後の抱負を教えてください。

A ものづくりも、経営も基本的には同じだと思います。どちらも人が考えに考え抜いてこそ結果が出るものであり、しかも普通に考えるのではなく、大量の情報や知識、経験を吸収し、それを分析して応用する。そういった意味でスキームは全く一緒です。

そして、粉体分野は産業のすそ野が大変広く、まだまだ魅力ある市場です。弊社でもまだ把握しきれていない分野をもっと追究して、技術力や販売力を更に拡充させていきたいと考えています。

COMPANY PROFILE

ツカサ工業株式会社

創業	1946年
所在地	愛知県半田市中町 178番地
資本金	5,000万円
業種	各種粉体関連機器・システム・プラントの設計・製造・施工

<http://www.tsukasa-ind.co.jp/>



2



3



1



代表取締役社長 加藤文雄

愛知県半田市生まれ。18歳で前身の加藤溶接工業所に入社、「デンメン」「デンドラ」「ダクトン」などを次々と開発。特許出願件数は260件に上る。43歳で代表取締役社長に就任。「愛知ブランド」「モノづくりブランドNAGOYA」「中小企業研究センター賞」「新機械振興賞」「卓越した技能者表彰」など表彰多数。

1 食品添加物製造工場のスケールユニット 2 半田市少年少女発明クラブを全面的に支援している 3 1970年に開発した電気溶接用ケーブル「デンドラ」は中小企業庁見本市で優秀商品に認定された



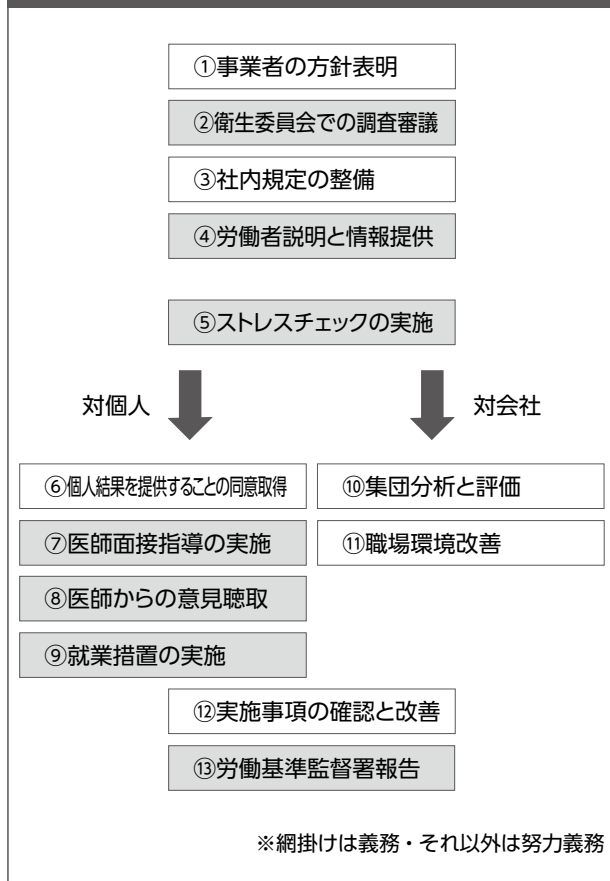
ストレスチェック制度

離職者・休職者対策にもなる？

企業において従業員の心身のケアはとても大切です。最近では、うつ病等による休職や離職に悩まれている経営者の方も多いのではないのでしょうか？

そのような状況も踏まえ平成27年12月1日から、労働安全衛生法の一部を改正する法律により「ストレスチェック制度」が新たに設けられました。これは、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを、すべての事業者に義務付ける制度（50名未満の事業場は努力義務）のことです。労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）が目的で、事業場におけるメンタルヘルスケアの総合的な取り組みの中に位置付けることが望ましいとされています。

ストレスチェック制度の流れ



実施しないとどうなる？

ストレスチェックを実施しないことへの直接的な罰則規定はありませんが、ストレスチェック実施にあたっては、衛生委員会での審議が義務付けられました。衛生委員会を適切に運用しない場合、50万円以下の罰金が科せられます。間接的な罰則があるとともに、義務を果たしていない場合は、裁判等で不利になることもありますので、社内環境を整える意味でも実施していたほうが無難でしょう。

制度の大まかな流れは図の通りです。

事業者は、制度を取り入れる旨の方針を明らかにすると同時に、社内に衛生委員会を置き、規定を整備します。その後、常時雇用する労働者に対してストレスチェックの説明をし、情報を提供して、毎年1回定期的に行わなければなりません。そして、実施者（医師また保健師等）がストレスの程度を評価し、医師の面接指導が必要な者（高ストレス者）を選びます。結果は実施者から本人に直接通知され、面接が必要と判断された人の中で、希望者に対しては医師の面接指導を実施します。必要があれば、事業者は医師から意見を聴取し、休暇や休職、労働時間の短縮などの就業上の措置をとることになります。

労働者個人の結果は、労働者が同意しない限り事業者は知ることができず、全体のデータの分析（集団的分析）のみ開示されることを認識しておく必要があります。労働基準監督署への報告も必要となりますので、社内周知や事業場整備を準備しましょう。

2016年はまさに企業のメンタルヘルス元年です。ストレスチェック制度についての正しい知識と対応策を理解し、今後のメンタルヘルス対策の一助としていただければ幸いです。

植田 健太(うへだ けんた)

Office CPSR 臨床心理士・社会保険労務士事務所代表。(一社)ウエルブルジャパン理事。産業能率大学兼任講師。NHKでのコメンテーター経験も持つ。





消費税・軽減税率への対応

和氣 光

消費税は導入以来、単一税率とされてきた。経済団体や業種団体等においては、将来的にも単一税率を維持すべきとの意見が多かったが、昨年末の与党税制改正大綱により、来年4月の税率引上げ時に併せ、食料品等を軽減税率の対象とし、その後平成33年4月からはインボイス制度を導入することとされた。これらの改正は、多くの事業者に影響を与えるものであり、特にインボイス制度の導入は、これまでの仕組みと決定的に異なることから、改正事項に係わる疑問点及び対応策等を検討することとする。

Profile

和氣 光 (わけ ひかる)

税理士。青山学院大学大学院客員教授。国税庁消費税課課長補佐、税務大学校研究部教授、東京国税局課税第2部消費税課長、町田税務署長、豊島税務署長を歴任。著書に「基礎から身につく消費税」(大蔵財務協会)、「改正消費税早わかり」(大蔵財務協会)などがある。

軽減税率及びインボイス制度の導入

消費税は、広く公平に課税する税として、できるだけ簡素な仕組みで且つ3%という極めて低い単一税率で平成元年4月にスタートした。

その後、平成9年4月からは5%に、平成26年4月からは8%に引き上げられたが、単一税率を維持したものと なっている。

しかしながら、昨年末に公表された与党税制改正大綱により、平成29年4月の税率引上げ時(8%から10%への引上げ)に併せて食料品等については8%に据え置き、軽減税率の対象とすることとされた。

また、軽減税率導入に伴い平成33年4月からは適格請求書等保存方式として、いわゆるインボイス制度を導入することが明らかにされた。

複数税率による経理システムへの対応

、特にインボイス制度への対応は法人会の会員すべてにその影響が及ぶものであり、事前に対策を講じる必要が生じることとなる。

軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは概ね次のとおりであり、具体的な取扱い等は今後示されることとなる。

1 酒類及び外食を除く飲食物品

飲食物品に係わる軽減税率の対象は飲食物品の譲渡とされており、飲食物品には食品表示法に規定する食品(酒類を除く)が該当する。

食堂、レストラン、喫茶店等において食事等を提供するいわゆる外食は、軽減税率の対象から除かれる。

2 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

宅配の日刊新聞等が軽減税率の対象となる。

事業者が準備すべきこと

軽減税率が適用されることになれば、標準税率と軽減税率を区分する必要が生じることとなり、導入時期である平成29年4月1日まではその対応を済ませておく必要がある。

1 レジ等のシステム対応等

顧客に交付するレシート等には標準税率対象の商品と、軽減税率対象の商品は区分して示す必要がある。軽減税率対象の商品を取り扱う小売業者等においては、軽減税率が導入される平成29年4月1日まではレジ等の改修を終えておく必要が生じることとなり、そのための費用の支出にも備える必要がある。

2 飲食物品販売業者の従業員教育等

軽減税率が導入された場合において、消費税等の納税申告を始めとする税務手続きは事後的なものとなるが、商品

販売時の顧客対応、税率に関する問合わせや苦情等には、導入当初から従業員等が対応することになってくる。自社の取扱商品に係わる税率の適用関係について、事前に従業員に周知しておくことは極めて重要と考える。

3 飲食物品の仕入れがある事業者が注意すべきこと等

売上げに軽減税率対象がない事業者であっても、仕入れについては軽減税率対象のものが生じることが一般的であり、仕入税額控除の計算においては標準税率と軽減税率を区分して計算する必要が生じることとなる。

仕入税額控除をするためには、課税仕入れに係わる帳簿及び請求書の保存が必要とされており、帳簿及び請求書等には税率の異なるごとに区分して記載する必要がある。

また、仕入先等から交付を受けた請求書等に税率の区分がされていない場

合には、交付を受けた事業者が追記することが認められるから、課税仕入れを行う事業者についても税率の適用関係を判定しながら記帳等をする必要が生じることとなる。

経理及び税務申告等の対応

1 帳簿及び請求書等の整備

複数税率に対応するためには、帳簿及び請求書等の書類について複数税率に対応するものに改める必要が生じることとなる。

そのため日々の売上げ・仕入れ等について軽減税率が適用されるものに区分して記帳等の整理をするとともに、取引の相手方に交付する請求書や領収書等については、レシート等も含め税率の異なるごとに表示することも必要である。

2 税額計算の方法

現在の税額計算の方式は、税込みの課税売上高の合計額を基にして課税売上高に対する消費税額を求め、税込みの課税仕入高の合計額を基にして控除税額を求めた上で、それらの金額を差し引きすることにより納付税額の計算をすることが基本となる。

インボイス制度の導入後の税額計算は、課税売上げに係わる消費税額の計算は、現在の計算方式と同じになることを原則としつつ、適格請求書（インボイス）に記載した消費税額を積上げ

計算する方式も認められることになる。また、控除税額の計算は、相手方から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を積上げ計算することが原則的な計算方式となる。

なお、軽減税率の導入後インボイス制度の導入までの期間については、税率の異なるごとに帳簿及び請求書等に記載し、その記載内容等に基づき税額計算をする前提となり、現行の方式と同様となる。

インボイス制度への対応

消費税の前段階の税額控除は、図のように変更されることになるが、現在は「請求書等保存方式」として帳簿及び請求書等の保存を要件としており、この場合の請求書等とは取引の事実等が記載されている請求書、領収書、納品書等をいい税額別記の要件等はない。軽減税率の導入から本格的なインボイス制度導入までの間は、「区分記載請求書等保存方式」として、現行の請求書等の記載事項に加え、適用税率と税率ごとに区分した対価の額を記載した請求書等の保存が必要となる。

更に、平成33年4月1日からは「適格請求書等保存方式」として、本格的なインボイス制度に変更され、税額控除をするためには原則として税額別記の適格請求書の保存が要件となる。

インボイス制度への対応は全事業者に影響を与えるもので、軽減税率への対応よりもはるかに難題になるだろう。

1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

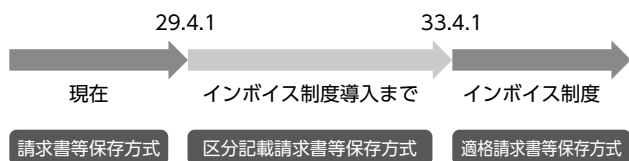
消費税の税額控除方式の変更スケジュールは図のとおりだが、将来を見据えて請求書等の発行等について考えると、軽減税率導入前にシステム等を改修するとすれば、可能な限り、当初の改修段階から最終的な適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応できるものにしておくことが良いと考えられる。

2 適格請求書発行事業者登録制度への対応

適格請求書等保存方式における適格請求書の発行は、課税事業者が発行できるものであり、基準期間における課税売上高が1000万円以下のいわゆる免税事業者は発行できないこととなる。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として適格請求書（ヨーロッパ諸

税額控除の方式の変更時期等



国のインボイスに相当するものであり、税額別記の書類となる）の保存が要件とされ、適格請求書の交付を受けられない取引については、法令に規定する経過措置対象のもの、及び古物等の一定の要件に該当する取引以外のものについては、将来的に税額控除ができないこととなる。

なお、免税事業者は適格請求書が発行できないことから、免税事業者から課税仕入れを行う取引の相手方は原則として仕入税額控除ができないこととなり、事業者向け取引の多い免税事業者は、取引の相手方から課税事業者の選択とともに適格請求書発行事業者としての登録を迫られることも予想される。

法人会の会員企業の中にも免税事業者に該当する法人が少なからず存在すると思われるが、登録事業者になれば適格請求書を発行できることになることに引き換え、課税事業者として申告・納付の義務も生じることになる。

したがって、現在の請求書等保存方式においては免税事業者として取引することに何の不利益も生じないが、インボイス制度に移行した後は、登録事業者となるか否かについて慎重な判断が求められることとなる。

平成28年度税制改正まとめ

平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等が行われるとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率が導入されることとなった。あわせて、少子化対策や地方創生を推進するための税制上の措置等が講じられた。

特に、法人税改革では、法人税率を引き下げ、課税ベースの拡大等を行うことにより、法人実効税率が平成28年度には29・97%（改正前32・11%）、平成30年度には29・74%に引き下がり、法人実効税率20%台が実現することとなった。

また、消費税については、低所得者対策として平成29年4月から軽減税率制度が導入されることとなった。

軽減税率の対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料であり、軽減税率は8%である。

さらに、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が平成33年4月から導入されることとなった。

その他、世代間の助け合いによる子

育てを支援する観点から、三世同居に対応した住宅リフォームに係わる税額控除制度が導入されるとともに、地方創生を推進するための取組として、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が創設された。

◆政府・国会議員らに提言

全法連では、「平成28年度税制改正提言」に伴う県連・単位会の提言活動の状況を取りまとめた。

国会議員関係では、全国300会の法人会が実施。議員本人132人を含め衆・参院議員508人（前年度500人）に提言を行った。

地方自治体関係では394会が実施。都道府県は知事本人12人を含め41件、都道府県議会41件、市町村長746件（前年度698件）、市町村議会486件（同465件）となっている。

また、自民党・公明党・民主党がそれぞれ開催したヒアリングに全法連税制委員会の柳田道康委員長らが出席し、法人会の提言を訴えた。更に、財務副大臣、総務省自治税務局長等、関係省庁に対しても提言活動を行った。

税制セミナー・委員会を開催

来年度税制改正に向けた最初の取り組みとなる「平成28年税制セミナー」が、2月16日、東京都新宿区のハイアットリージェンシー東京で行われ、全国の法人会税制委員ら約470人が出席した。

セミナーでは、まず財務省の井上裕之審議官が、平成28年度税制改正について詳細な解説を行い、その後、中央大学法科大学院の森信茂樹教授が、「わが国財政・税制の課題」と題する講演を行った。



セミナーで講演する中央大学法科大学院の森信教授



2月17日に開催された全法連・税制委員会

翌日には、全法連税制委員会が開催され、検討テーマやスケジュール等が審議された。また、29年度税制改正提言の取りまとめに向けた取り組みとして、3～5月に役員、税制委員等を対象にした税制アンケートを今年も実施することが確認された。

今後は、各法人会、県連、全法連の各レベルでの議論を積み重ね、最終的には9月の全法連理事会で「平成29年度税制改正に関する提言」を決議する予定である。

新年賀詞交歓会開催

1月20日、全法連・東法連共催の新年賀詞交歓会が、東京・日比谷の帝国ホテルで開催され、来賓や法人会関係者およそ550人が参加した。

まず、第一部として、野村総合研究所顧問の増田寛也氏による新春記念講演が「地方創生と一億総活躍のゆくえ」と題して行われた。

続く第二部では、国税庁の課税部長と法人課税課長を来賓に迎え、平成27年度に叙勲、納税表彰を受章した法人会役員に対する受章祝典が行われた。祝典では、池田弘一全法連会長から、出席した41人の受章者に記念品が贈呈された。



野村総合研究所・増田寛也氏の新春記念講演



池田会長から受章者への記念品贈呈式

その後、各政党の税制調査会等に所属する国会議員、国税庁幹部など多数の来賓が出席し、第三部・賀詞交歓会が華やかに挙行された。来賓を代表して、中原広国税庁長官が「法人会には税務行政全般に亘り、深いご理解とご協力を賜っているが、最近では、マイナンバー制度の導入に当たっても、その周知・広報について、各種説明会の開催等を通じて協力いただいております。心から感謝申し上げます。法人会は申告納税制度の円滑な運営、ひいては国家・社会の安定と発展に欠くことのできない大きな役割を果たしており、深く敬意を表するとともに、今後も法人会の活動に対し、国税庁・国税局・税務署を挙げて最大限の協力をさせていただきます」とあいさつした。

「自主点検チェックシート」を活用しましょう！

後援：国税庁

企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しており、平成26年4月より「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」を作成・配付しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることがもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

この取り組みは、経営者の皆様チェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減につながることを期待するものです。

この取り組みは、平成27年4月より国税庁後援事業となっています。

これまで、多くの企業にご活用いただいておりますが、現在、自主点検チェックシートを活用されていない経営者の皆様も是非ご活用ください。

◆点検項目を絞った入門編

企業の税務コンプライアンス向上のため、自主点検

チェックシートには全部で83の点検項目を取り入れています。

また、更に多くの企業に取り組んでいただけるよう、企業規模や業種にかかわらず企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」を作成しています。

「入門編」は、点検していただきたい項目を絞っていますので、さらなる内部統制の強化や税務リスク軽減のためには、「自主点検チェックシート（83項目）」をご活用ください。

○ 点検項目チェック表		I 社内体制	
科目等	点検項目	点検欄	
文書管理	2 重要な書類等（現金、通帳、権利証等）は全庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。	/	/
	3 通帳、小切手帳、手形帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。	/	/
	4 小切手帳、手形帳の控えは必要事項（支払先など）が記入され、保管されていますか。	/	/

※自主点検チェックシートは、全法連ホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>（右側のバナー）よりダウンロードいただけます。



東日本大震災から5年

〔宮古〕 大震災で甚

大な被害を受けた宮古法人会（岩手）管内の全市町村も、5年を迎え、着実に復興が進んでいるのを実感している。全国

の単位会からのご支援のおかげであり、紙上をお借りして改めて御礼申し上げます。全国からの義援金は、その趣旨からも社会貢献事業にという思いから、毎年計画的に備品等の寄贈事業を行っている。



全国の法人会に感謝

〔岩手県連〕 平成23年3月11日午後2

時46分。異常に長い不気味な縦揺れに、どうしたものかと考えあぐねているうちに停電、信号も点かなくなった大渋滞の中を帰宅し、津波情報をラジオで聞きながら厚着で寒さを凌いだ。翌日、町中のスーパーから食料品がなくなり、見たことのない特殊トラックや自衛隊の姿に大惨事であることを実感した。停電が解消されたのは日曜日の昼頃。テレビに映る津波の惨状に、沿岸地区の法人会のが心配されたが、電話は全く繋がらない。14日、色々な所を頼り、ようやく職員の方を確認、全員の無事に胸をなでおろした。

そうしている内に、当時の田口全法連青連協会長から支援物資を届けるので欲しい物を言って欲しいと連絡があり、様々な物資が支援場所にトラックで持ち込まれた。寸断された道路やガソリン不足で動くことさえままならない中、青年部会の勇気ある行動で沿岸部を何度も往復し、支援活動を行うことができた。

全法連が中心となった組織的な支援活動には本当に感謝している。中でも神奈川県緑法人会青年部会はチャリティ活動を継続して行い、何度も義援金を送ってくれた。この義援金は、



県内の青年部会員で相談し、沿岸地区の久慈・宮古・釜石地区・気仙地区の4法人会に各10万円を支援。また親等を失った生徒たちが進学に苦労しているという現状から、将来へ向けた希望の一助にしてほしいという思いと、急速な人口流失を防ぐ目的で「いわての学び希望基金」には30万円を支援。

震災から5年経過するが、各単位会でも復興に向けた積極的な活動が行われている。例えば盛岡法人会の青年部会では、内陸の中学生を沿岸地区に連れて行き復興税の使われ方を分かりやすく体験させる租税教室を開催。一関法人会の青年部会では「復興支援

平成23年は仮設住宅集会場へ復興テーブル20台、24年は宮古市内町内会にごみステーション15台、山田町にテント横幕3枚、岩泉町仮設団地3か所に野菜菜園用プランター、田野畑小学校へワイヤレスアンテナ等を寄贈した。また平成25年はハーモニカ奏者を招待し、幼稚園2か所で慰問演奏会を実施、特別養護老人ホームに車イス20台、町立図書館に図書247冊を寄贈。平成26年には三陸山田カキ（活気）まつりを支援、NHK朝の連続テレビ「あまちゃん」で知られた三陸鉄道内で芸能ショーを開き、被災者を招待した他、特別養護老人ホームに昇降テーブル、車イス2台、保育園に自動体外式除細動機（AED）2台を寄贈した。

昨年度は、宮古市広域総合促進施設「シートピアなあと」にソーラー式電波時計を贈呈。これは10年前に寄贈したが津波で流し、復興のシンボルとなるべく改めて贈ったもの。宮古の海で4年半ぶりに時を刻み始めている。

震災から5年、集中復興期間は終了となるが、未だ仮設住宅で生活している会員もおられ、復興もこれからが正念場、全国の温かい支援に伝えるためにも一歩一歩前に進んでいく活動を、今後も展開していくこととしている。

チャレンジフットサルマッチ〜ボールでつなぐ絆〜」を3年連続で開催。復興とその先へ続く新しい街づくりへ向けた法人会の取り組みは続けられている。

女川町復興への第一歩 駅前商業エリア開業

〔石巻〕 東日本大震災により壊滅的な被害に見舞われた女川町も、町一丸で復旧・復帰に取り組んでいる。昨年12月23日、女川駅前商業エリア再始動のシンボルと位置付けられるテナント型



商店街「シーパルピア女川」と「女川町まちなか交流館」がランドオープンした。開業式典には、石巻法人会（宮城）会員企業から、段ボール製高級スポーツカー「ダンボルギーニ・アヴェンダンボール」が展示され、全国的な話題を呼ぶなどイベントに華を添えた。

これに先立つ9か月前には、約4年ぶりに全線開通となったJR新女川駅及び併設の女川温泉「ゆぼっぼ」も開業し、女川町玄関口の完成により復興の大きな第一歩を踏み出している。女川町には、被災者（被災事業者）の復興支援として全法連や全国の法人会か



らの義援金、あるいはビッグハートネットワークによる寄付金が寄せられており、これまでの支援に対し厚い感謝の意が表されている。

「税金ウルトラクイズ & キッズステージ」開催

〔秋田南〕 秋田南法人会（秋田）は1月30日、秋田拠点センター・アルヴェ1階きらめき広場で租税教育活動一環の「税金ウルトラクイズ&キッズステージ」を開催した。税金クイズを通じて、親子で税について学び、家庭でも税について話し合うきっかけを作ってもらおうと平成22年度から開催しており6回目。小学5〜6年生を対象に2回実施し、143人の児童が参加、〇×形式の問題に真剣に取り組んだ。

答え合わせの後ステージ上では正解率に応じた3問先取の決勝戦が行われ、優勝者に中学生向けの電子辞書、2位と3位には5千円・3千円の図書カード、また参加者全員に法人会グッズや図書カード（500円）をそれぞれ進呈した。その後バントワリング、ダンスや、吹奏楽、太鼓、ヤートセ演舞なども披露され、出演児童やその親子が楽しんだ。このイベントは新聞、フリーペーパーなどの他、秋田市内全小学校に人数分の案内を配付するなど積



極的に広報し、多数が来場。確定申告の時期を間近に控えた同会場では、税務署による国税庁ホームページを利用した確定申告書作成体験も実演された。

法人会リレーニュースは、全法連のホームページでもご覧いただけます。地域に応じた特色ある活動を、是非ご投稿ください！



30周年祝う 銘仙ファッションショー

【伊勢崎】2月4日、伊勢崎法人会（群馬）女性部会は30周年の記念式典を行った。サプライズのオープンニングは、事務局3人と会員27人によるいせさき銘仙のファッションショー。豊富な種類の色柄や手織りの風合いが特徴の絹織物は、昭和5年には456万反（現在の換算で約2兆円）、群馬県予算の3倍の売上げで伊勢崎地域を支えたという。ターバンにブーツの洋装デザイ



ンや、粋な黒縺子袴姿に会場は拍手喝采、プリティイーウーマンのBGMによるファイナルまで大いに盛り上がった。

『たとえ地方の中小企業でも、世界の動向に注目し、健全な経営をめざし人格を磨く』が会の理念で、中心市街地の「花いっぱい運動」18年、「広瀬川クリーンの集い」8年、一般市民も対象とした「公開セミナー」32年、また「税を考える週間記念事業」は42年など、幅広い社会貢献活動を実施。

中学校では銘仙着付け体験とその伝統や歴史を伝える「ふるさと学習」を手伝う他、市議会を傍聴する「ウオッチ・ザ・議会」も17年など地域を愛する心も育んでいる。20周年の際に植えた咲き誇るソメイヨシノに加え、今回は陽光桜を植栽し、桜に負けぬ成長をめざして「ありがとう」と「笑顔」で頑張っている。

青年部会創立30周年 舛添要一氏講演会

【金沢】金沢法人会（石川）青年部会創立30周年記念事業として、2月3日金沢市文化ホールで、東京都の舛添要一知事を講師に迎え「オリンピックの開催地『東京』から日本一魅力的なまち『金沢』の発展の可能性」と題した講演会を開催し、会員と一般市民60



0人が聴講した。「オリンピックでは200余りの国から選手がやってくる。金沢にもキャンプ地を誘致してほしい」「2時間半で東京に行けるのはすごい強み。おもてなしの心があり、食べ物もおいしい。歴史の重みもセールスポイントになる」と期待しつつ、金沢駅には「新幹線を降りると行列ができ、改札まで時間がかかった。町づくりにでは悪いところを一つ一つ改善していくことが重要」と要望した。

また「東京は世界の都市ランキング4位だが、東京オリンピックまでには『水の都東京』の発信や『水素社会』『世界で初めての渋滞のない大都市』を

現し1位になる」と強調。社会福祉については「地価が高い東京では道路や浄水施設等を、公有地の上空や公園用地を活用し、老人ホーム・保育所を建てることを考えている。アイデアを出せばやることはいくらでもある」と述べた。働き方の改革にも言及し「東京は忙しすぎる。金沢には文化や伝統工芸といった成熟社会の良さがある。楽しくないと富は生み出せない時代だ」と語るなど、オリンピックへの意気込みと、町づくりへの熱意を感じる講演であった。

絵はがきコンクール 優秀作品を展示

【岡山県連】岡山県連では、県下13法人会が実施している「税に関する絵はがきコンクール」応募作品のうち、各会10点程の入賞作品を岡山市内の確定申告合同会場に展示した。これは優秀作品を発表し、また来場者への税の啓発を図るために、平成24年から行っている租税教育活動事業で本年は5回目。岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸税務署が対象で、JR岡山駅3分と利便性が高い岡山コンベンションセンター・ママカリフォーラムには、昨年は約3万4千人の納税者が申告に来場している。待合室となった展示会場2階アト



リウムにもたくさんの方が訪れ作品を見ていただいた。

「知って得する?税金」

〔岡山東〕 岡山東法人会（岡山）女性部会恒例の「知って得する?税金」は、11月1日に9回目を数えた。表町商店街での税に関するクイズ・アンケートには567人の方が参加され、税金無料相談コーナーは税理士2人体制で、順番待ちもなく15人が相談した。今年「税に関する絵はがきコンクール」の応募作品を、優秀作品のポスターを含め約320点展示、子供たちも友達



の作品を見つけるなど熱心に見入っていた。日頃から頑張っている事業を多くの方にPRできた。

出島やるくと 税の話&クイズ大会

〔長崎〕 長崎法人会青年部会は社会貢献及び租税教育活動の一環として『出島やるくと税の話&税金クイズ大会・マジックショー』を開催した。2月14日、長崎市の国指定史跡「出島和蘭商館跡」で、一般公募による小学生とその保護者約120人が参加。10グルー



プに分かれ、青年部会メンバーがガイド役を務めて、史跡内を歩きながら出島復元の謎にまつわるクイズ形式のスタンブラリーを行った（さるくは、まちをぶらぶら歩くという意味の長崎弁）。明治時代建築の社交場「旧長崎内外倶楽部」では、税の大切さや使われ方についての租税教室も実施し、初めて触れる一億円レプリカの重さに驚く多数の児童も。参加者全員で出島ゆかりの昼食を楽しんだ後、地元で活躍するマジシャンのマジックショーや3択式の税金クイズ大会と続き、親子で楽しみながら税について理解と関心を深めるひと時を過ごした。

ジュニアバレーボール 教室・大会を開催

〔中津〕 10月10日、中津法人会（大分）主催の第8回中津近郊ジュニアバレーボール教室・大会がダイハツ九州アリーナで開催された。これは社会貢献活動の一環として毎年行っているもので、東九州龍谷高校女子バレーボール部の相原昇監督及び26人の選手が1チームごとに専属でついて、基本から応用プレー、本番までを指導。教室終了後の午後からは大会も行われ、22チーム299人が教わった技術を活かし、激闘を繰り広げた。



参院選対策の目論見崩れる？ 批判強い「3万円給付金」

M・K

低所得の高齢者向けに3万円を配る臨時給付金への批判が収まらない。一方で子育て世帯への給付金が廃止されるため、若い世代を中心に「高齢者への過度の優遇だ」との不満が噴出しているのだ。参院選直前の6月までに配り終える「強引さ」が更なる怒りを買っており、与党内からは「参院選対策どころか逆効果だ」との戸惑いの声が聞こえる。

「子育て支援」を打ち切り

3万円給付金は、安倍晋三政権が推進する「1億総活躍社会実現」の大きな柱である。2015年度補正予算に盛り込まれたのも、安倍首相の強い意向があったとされる。

「高齢者優遇」との批判を招いた最大の理由は、消費税8%の激変緩和策である子育て世帯臨時特例給付金の打ち切り方針を、まるで「身代わり」のように決めたためだ。

自民党幹部は「消費税軽減税率の導入による財源不足」を理由に挙げ、3万円給付金とは「無関係」であると強調。さらに「補正予算には保育所整備なども盛り込んだ」として反論するが、予算額をみると3万円給

付金の3600億円余に対して保育所整備は約500億円しか計上されておらず、説得力を欠く。

「高齢者優遇」批判を招いた二つの理由は、3万円を給付するタイミングである。対象者は(1)住民税が非課税の高齢者約1100万人、(2)65歳未満の障害基礎年金と遺族基礎年金の受給者150万人だが、補正予算に盛り込まれたのは高齢者向けのみ。それ以外は来年度予算案へと後回しにされ、高齢者だけが参院選直前の6月までに給付される見通しとなった。

これに対し、野党などは「高齢者票を取り込むため参院選前に合わせたのなら、税金を使った選挙買収だ」と批判を強めている。

第三の理由は、低所得者対策と言いつつながら給付対象から若い世代を外したことだ。安倍首相は「賃上げの恩恵を受けにくい高齢者にアベノミクスの果実を支給する」と説明するが、恩恵を受けにくいのは若い低所得者層も同じである。

目的不明確で一貫性欠く

3万円給付金は政策としての一貫性も欠く。政策目的からして、福祉施策か消費刺激策か明確でない。

安倍首相は「給付金を消費に回す傾向が強い高齢者にアベノミクスの果実を分配することは景気の下支えになり、正しい」と説明。加藤勝信1億総活躍担当相も「給付金で消費を喚起し強い経済を実現したい」と強調した。その一方で、消費税率10%への再増税時に、低年金者に乗せする給付金の「前倒しの実施」とも説明するので混乱する。

だが、「前倒しの実施」という説明には無理がある。3万円給付金と低年金者への上乗せ給付金とは、

制度が根本的に異なるからだ。上乗せ給付金は一律ではなく、年金保険料の納付実績に応じて給付額が変動するし、無年金者には支給されない。消費刺激策としての効果にも疑問の声が少なくない。一回限りの給付であるため、「貯蓄に回るだけ」との見方だ。政策理念の矛盾もある。自民党は低所得高齢者に一律に現金を給付する民主党の「最低保障年金」を批判してきたが、3万円給付金はこれと大差がない。専門家からは「低所得高齢者対策というのなら、一時金ではなく、年金制度改革で恒久的な措置として講じるべきだ」との批判も出ている。

これらの指摘以前の問題として、政府は社会保障費の抑制を進めながら、3600億円もの予算を割くのは整合性がとれない。「世代間格差是正」という方針にも逆行する。

安倍政権の本音と建前が交錯する中で導入された3万円給付金だったが、政権幹部の目論見通りには行かなさそうだ。

選挙対策が優先、軽減税率を導入

消費税率10%への引上げ時である2017年4月から、外食を除く食料品や新聞への軽減税率(8%)が導入されることになりました。軽減税率は高所得者ほど恩恵が多いので、低所得者対策ではないことや、今後生活必需品などの軽減税率の範囲拡大を巡って陳情合戦が予想されるなど、いろいろな問題があります。最大の問題は、社会保障財源に1兆円の穴があくことです。しかし政権は、選挙協力など政治の論理を優先させて軽減税率の導入を決めました。

1兆円の穴埋め財源について政府・与党は、「2016年度末までに、歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する」としており、安倍総理も「社会保障費は削減しない」旨の国会答弁をしています。つまり今後責任を持って安定財源を確保するということです。

一方で、1兆円の財源の具体案、つまり「国民の負担増」については、夏の参議院選挙前には示したくないというところで、選挙以降の議論にすることも決めておられます。しかし、「国民の負担増につながる話は選挙にマイナスなのでその後」という政権の対応は、政治のありかたとしてはいかがなもの

かと思われれます。ここは、正々堂々と軽減税率の導入によって穴のあく財源をどう確保するべきなのか、方向だけでも先に示して、その是非を問うというところで選挙に臨むべきではないでしょうか。

そもそも消費税率の引上げは、高齢

あらためて 軽減税率を考える

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

化の下で膨らむ社会保障を、国民全員が負担するという趣旨で行われるものですが、1兆円の財源を消費税以外の税や歳出の削減で賄うことが、本当に可能なのでしょうか。後世へのつけ回しとなる赤字国債の増発にならないように、監視する必要があります。

益税・不正とインボイス

さて、軽減税率導入となれば、2つの税率を区分して経理する必要が生じるので、インボイス(適格請求書)の導入が必要になります。売上げ・仕入れのあらゆる取引について適用税率ご

税論

る区分記載請求書で対応することになります。この方式は、現行の請求書等に、軽減税率の対象品目である旨の「印」をつけ、税率ごとに合計した対価の額を記載するもので、事業者は、今後4年間は区分記載請求書で、その後はインボイスで、という2段階のシステム変更を迫られます。

問題は、税率が複数になることにより、インボイスが全面的に導入されるまでの間は、主に免税事業者との取引に関して、「益税」や「不正」が多く発生することです。

例えば、実際は軽減税率(8%)で仕入れたにもかかわらず、標準税率(10%)で仕入れたことにして、仕入れ税額控除を多くしようという「不正」が発生する可能性があります。また、インボイスが導入される2021年から6年間は、インボイスの出ない免税事業者からの仕入れについても一定割合で税額控除ができることとなります。つまりこの間は、「益税」(消費者が負担した消費税が事業者の手にとどまること)を黙認することになります。

この総額を算出して、消費税額を計算する必要が出てきます。インボイスには、適正なものかどうかをチェックするため、登録番号(VAT番号)の記入が義務付けられます。

ただインボイスの導入は2021年4月からで、その間は簡易な方法であ

使用人賞与の未払金計上

Q

当社は、使用人賞与について、6月（支給期間12月から5月）と12月（同6月から11月）に支給してきました。今までは、3月決算でしたので未払の問題は生じませんでした。このたび、5月決算に変更することになりましたので、6月支給分を未払金に計上します。法人税の上でどのような問題が生じますか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

損金算入要件を満たさないと 税務上否認される

A

使用人賞与は、通常、法人税法上の一般管理費等の費用の額に含まれますが、債務が確定していないとその事業年度の損金の額に算入されません。この場合の「債務の確定」とは、その事業年度の終了の日までに、①その費用に係る債務が成立していること、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、及び③その費用の金額を合理的に算定することができること、の各要件の全てに該当していることを要します。

ところが、法人税法は、使用人賞与に限って、同法施行令において、次の

区分によって、それぞれ損金算入時期を定めています。

- ①労働協約、又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与で、使用人にその支給額が通知されており、かつ、その事業年度に損金経理されているもの
その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度
- ②その支給額を、各人別かつ同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をし、かつ、その通知した金額をその通知をした事業年度終了の日の翌日から一か月以内に支払っているもの
その支給額の通知をした日の属する事業年度
- ③①及び②に掲げる賞与以外の賞与

その賞与が支払われた日の属する事業年度

以上のように、使用人賞与については、法人が期末に未払金計上（損金経理）しても、他の費用と異なって、法律が定める「債務の確定」とは別に、政令が定める右の各要件を充足していなければ損金の額に算入されないこととなります。

この場合、特に気を付けなければならないのは、賞与という性格上、その期末までに、各人の支給額も支給日も決まっていなくても、その支給額を各人に知らせなかったり、あるいは、知らせたととしても、その従業員がその期末日から支給日までの間に交通事故等の不祥事を起こしたときに賞与を支給しなかったり、支給額を減額する（または、そのような定めがある）ことがあるよ

うです。

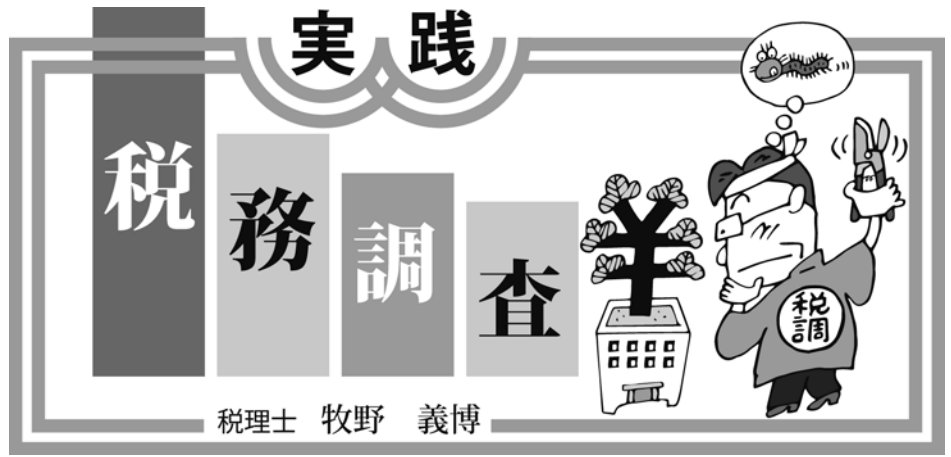
そうすると、法人がその賞与を期末に未払金として計上した場合にも、税務上、その損金算入が否認されることがありますので、留意してください。

次に、既に説明しましたように、使用人賞与の損金算入時期については、法人税法（法律）では、その賞与について「債務の確定」があれば、その時に損金算入が認められそうではあるのですが、法人税法施行令（政令）では、前述のように、三つの要件を設け、最終的にはその賞与を支払わなければ損金の額に算入できないことにしています。

このような政令の規定については、一応、所得金額計算の技術的細目的規定を政令に委ねることとしている法人税法65条の規定の委任を受けていますが、それが、単なる技術的細目的規定ではなく、所得金額計算の重要事項を政令に委ねたということ、租税法主義（課税要件法定主義）に違反するという問題が生じ、裁判でも争われてきました。

しかし、今までの裁判では、いずれも、租税法主義に違反しないということで、納税者の請求が否定されています。

（大阪地裁平成21年1月30日判決、東京地裁平成24年7月5日判決、同平成27年1月22日判決等）



使用人決算賞与の未払金処理

の決算賞与の支給総額は、税引前純利益に11・5%の割合をかけた金額を基に算出しており、各人別の支給割合も作成してあります。

調査官 賞与に関する決まりはありませんか。

担当者 はい。就業規則にあります。

調査官 上半期と下半期に支給する定めはありますが、決算賞与については決められていませんね。

担当者 はい。それが何か問題になりますか。

調査官 法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入の時期）に、使用人に対する賞与の取扱規定があります。具体的には、

●**第1号賞与** 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来をしている賞与については、その事業年度において支給されたものとする（使用人に対する支給額が通知をされているもので、かつ、支給予定日又は通知をした日の属する事業年度において、その支給額につき損金経理をしているものに限る。）

●**第2号賞与** 次の要件のすべてを満たす賞与

・その支給額を、各人別に、かつ、同

時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること

・通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること

・その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

第2号賞与については、使用人に対する支給額の通知をした日の属する事業年度に支給をされたものとする。

●**第3号賞与** 第1号、第2号賞与以外の賞与で、賞与が支払われた日の属する事業年度とする

以上のように3つの区分により判定を行っています。

担当者 趣旨はわかりました。それで何が問題なのですか。

調査官 決算賞与として処理をされたものについて、3つの区分に当てはめてみます。

就業規則には具体的な決算賞与の支給予定日は定められていません。

従って、事業年度末には就業規則で定められた支給予定日が

到来していると認められませんかから、第1号賞与には該当しません。

次に決算賞与について、事業年度末の翌日から1か月以内に使用人に支払っていませんから、第2号賞与にも該当しません。つまり今回の決算賞与は第1号賞与又は第2号賞与のいずれにも該当せず、第3号賞与に該当します。

担当者 それで、結論はどうなるのですか。

調査官 決算賞与が実際に支払われた事業年度において損金に算入すべきものですので、未払金経理は認められません。

担当者 分かりました。



イラスト 渡辺 正義



「腹8分とは」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

満腹になる前に 食べる量を抑える健康法

これに関しては昔から2つの格言が語り継がれてきています。「腹8分に病なし」と「腹8分に医者いらす」です。満腹、つまり100%食べようとせず、80%ほどで止めていれば病気になることも、医者にかかることもない、という助言です。腹8分目、と言うこともあります。

その効能を、江戸時代前期の有名な儒学者・貝原益軒も、著書の「養生訓」でこう述べています。現代風に訳すと、「飲み食いは控えめにし、7、8分で少し不足と思う時に止めなさい」といった内容です。この腹8分を現代人の多くはダイエット法と受け取っているようですが、往時は状況が全く違いました。農耕民族の日本人は消化の余り良くない雑穀を主食にし、しかもエネルギー確保のために多食して、胃腸をこわす人が多く、「胃弱民族」という言葉が今も残っているほどです。

肉食系の欧米人に比べると、昔の日本人の大半はほっそりとした体型でした。ですから益軒の説法は、胃腸病を念頭に置いたアドバイスだった、という見方が強いようです。

歴史の中で、この腹8分説に異様なスポットの当たった時期があります。敗戦前後の日本は、食べ物が枯渇して配給制が敷かれ、「多食は悪、少食は善」と置き換えられました。「欲しがりません、勝つまでは」と、草や木の根まで食べていました。

あの日野原医師も熱心な実践者

その日本が奇跡的な復興を遂げて飽食の時代になると、腹8分は肥満やメタボを予防する言葉と解釈する人が増えてきました。食べ物を捨てる時代が来るとは、空腹の毎日だった人の誰が予測したのでしょうか。

現在104歳、なおかつ現役医師としてバリバリ活動中の日野原重明さんは、60代の頃から腹8分の実践者として知られています。太る体質

だそうですが、独自の健康論を基に、90代からは腹7分にし、今はさらに減らしているそうです。

日野原医師は、人間にとって30代の体重、ウエストを、生涯にわたり保ち続けるのが健康上ベスト、だという考えの持ち主です。そのためには中高年になると1日1300カロリーほどの摂取が良い、と見えています。

ちなみに紹介されている先生の食生活は、朝がコーヒー、ミルクに、オリブオイルの入ったジュース、昼は病院内でクッキー2枚とミルク、夜は自宅でご飯が茶碗半分、肉か魚のどちらか、野菜たっぷり、です。

現在の栄養学は、高齢でも3食きちんと摂るよう勧めており、かなり変則ですが、こうした食事法でも超元氣な方がいるのも事実です。

体質や運動量などで、人さまざま

では一般の人が毎日の食事を腹8分に抑えるには、具体的にどうすればいいのでしょうか。これは簡単な

ようで、実はなかなかの難問です。いつも食べている茶碗や皿に、通常の8割ほどよそって食べればいいのか、毎回だと相当に面倒で、長続きはしないはず。

先人たちも悩んだようで、例えば「空腹を感じなくなったら食べるのを止める」とか「もう少し食べたいと思ったら箸を置く」などと、漠然とした答えが多数を占めています。また「ご飯もおかずも2箸ほど残す」というのもありました。

人間の体質とは不思議なもので、ほんの少し食べただけで太る人もいれば、痩せの大食い」という言葉もあります。食事の量は運動量とも深く関わり、「いつも十二分に食べます」と笑う運動選手もいます。

結論として、腹8分とは人それぞれによって哲学的と言われるほど中身はあいまいで、最終的には本人の自制心が、どこでストップをかけるかで決まるようです。どこが腹8分かは自分の体質、その日の体調や運動量、持病の有無などを総合して、自己責任で判断すべきでしょう。

補足としては、嫌いな食べ物だけカットするのではなく、栄養素のバランスを考え、全体を万遍なく減らすこと。特に野菜抜きは厳禁です。



「マイナス金利」の メリットとデメリット

日銀の「マイナス金利」が話題となっています。

日銀は、年間 80 兆円の日本国債を銀行から買い上げてお金を流す「異次元の金融緩和」を行ってきましたが、流したはずのお金が銀行から出て行かず、日銀の当座預金にブタ積みにされたまま。「異次元の金融緩和」をはじめた時の当座預金は約 58 兆円あり、日経新聞などは「この多さは異常」と書いていましたが、それが 2 月 2 日時点では 257 兆円となんと 200 兆円も増えている。

つまり、せっかく日銀が年間 80 兆円ものお金を銀行に出しても、そのお金が、銀行から外になかなか出て行かないということです。

そこで、「これ以上、当座預金にお金を預けるな!」というメッセージを伝えるために、日銀は当座預金の一部をマイナス 0.1% の金利にすることを決めました。対象となる額はたいしたことはありませんが、1 万円預けたら 9990 円になってしまうのですから市場へのインパクトは大きく、国債は史上最低金利を更新しました。

では、この日銀の「マイナス金利」は、私たちの生活にどんな影響を与えるのでしょうか?

メリットは、金利が下がること。ですから、ローンを借りるとする人は有利に借りられます。

また、すでにローンを借りている人も、安い金利のローンに借り換えるとメリットが出てきます。

住宅ローンなら、同じ銀行で、変動金利から固定金利に換えるというようなケースは銀行によっては手数料が必要なく簡単にできます。ただ借り換えの場合は、契約そのものをやりなおすために、印紙税や登録免許税、抵当権抹消のための費用、司法書士への支払いなど様々な費用がかかります。けれど、金利が下がると、この諸費用を支払ってもトクをするケースが出てくるのです。

たとえば、多くの人利用している最長 35 年固定金利で借りられる「フラット 35」を、35 歳の時に 35 年返済で借り、5 年たって現在 2000 万円のローンが残っているとしましょう。この方が、最初に借りた 2% の金利のものを、同じ残り期間 30 年で 1.5% に借

り替えたとすると、諸費用として 14 万 9400 円は払いますが、それを差し引いても 161 万 4654 円も総返済額が減ります。月々でいえば、支払いが 5000 円弱少なくなるのですから家計にとってはうれしいですね。

いっぽう、「マイナス金利」にはデメリットもあります。まず、預金金利が下がります。大手銀行では、大口顧客の預金に手数料をかける実質的なマイナス金利をはじめるところも出てきました。

また、国債の金利が下がるということは、40% 弱を国内債券で運用している私たちの年金積立金の利回りの低下にもつながりかねません。

さらに、銀行は収益悪化が懸念されるので、収益の大きな柱となっている投資信託や保険の窓口販売をますます強化することでしょう。投資信託や保険は、売れば銀行には手数料が入るので、マイナス金利になっても儲けが減ることはないからです。ですから、特に年輩の方にはいままで以上にアプローチがあるでしょうが、マーケットが年初から不安定になっているのでご用心。

最後に、最も大きなデメリットは、経営者の心理に水を差すことではないでしょうか。

昨年末の日銀のアンケートを集積した日銀短観では、ほとんどの経営者が、3 か月後には景気が悪化していると答えています。しかも、年初から、原油価格の低下や株価の乱高下が続き、円高、異常な低金利も折り重なってきています。こうした中で、「マイナス金利」という、今まで経験したことがないことが飛び出してきたのです。そうなる経営者としては、ますます先が見えないのだから身を守るという方向に行かざるをえない。

折しも、春闘の季節を迎え、今年の給料が決められますが、こうした先が読めない中では経営者もなかなか給料を上げるという決断はしにくいでしょう。

給料が上がらなければ、モノを買う力も出てきませんからデフレ脱却はますます難しくなる。

デフレ脱却のために行うはずの「マイナス金利」ですが、日銀が目指す方向とは逆に作用する可能性があります。

難解の世代

◆ 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな? 答えは19ページの下にあります。



▼河邊哲司さんの「人は両親、祖父…と五代遡ると62人のご先祖様がいます。そのたった一人でも欠けていたらあなたは生まれていない」という言葉に感銘を受けました。ちょうど昨年、父が他界したのでとても悲しかったのですが、父がいたからこそ、そしてご先祖様がいたからこそ今の私がいる。日々感謝せねば、と思いました。(高知県 ぴー子)

▼「情報分析の目」を読んで。介護の現場で働いている友人がいますが、実際とても大変だと言っています。働いていてとても過重労働で身体的にも毎日ヘトヘトだそうです。介護離職ゼロを目指してこれから課題が多くありそうです。(山形県 吉田ユミ子)

▼「江戸の三不義」で、子供の頃の長屋生活が浮かびました。台所・トイレも共同、かまどでご飯をたき、当然お風呂は銭湯です。トイレは水洗、タイムリーの冷暖房、何でも容易に手に入ることを当たり前前に思っている今を反省しました。いつの間にか便利、快適さを求めすぎ、物にあやつられ、人間本来が持つ生きる強さも失いつつある自分。以前の生活には戻れないが、今の生活様式を少しは変えなければ…と考えてしまいました。(新潟県 金子礼子)

- 1 エール
- 2 私の経営哲学
ツカサ工業株式会社
代表取締役社長 加藤 文雄
他の追随を許さない技術力と、弛まぬ追究心
- 5 ストレスチェック制度 vol.1
- 6 特集「消費税・軽減税率」
消費税・軽減税率への対応 和氣 光
- 8 全法連ひろば
平成28年度税制改正まとまる
- 10 法人会リレーニュース

- 14 情報分析の目
- 15 税論
- 16 税務相談Q&A
- 17 実践 税務調査
- 18 健康バンザイ
- 19 暮らし塾
- 20 ▶間違いさがし▶難解の世代▶読者から

▶ご意見・ご要望・ご感想は
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。
掲載者に図書カード3千円を贈呈します。